

社会福祉法人 晃栄会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 晃栄会（以下「当法人」という）定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、別表に定める金額を支給する。ただし、役員が正職員である場合は、社会福祉法人晃栄会給与規定により給与を支給し、役員報酬を別に支給しない。

(旅費)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け出張する場合は、役員の居住地を起点として、社会福祉法人晃栄会旅費規程に準じて旅費を支給するものとし、日当及び宿泊料は次の通りとする。

日当 1日 5,000円
宿泊料 1日 15,000円

2 役員及び評議員が、理事会及び評議員会の会議に（監査に実施含む）に出席した場合は、前項にかかわらず、次のとおりとする。

理事長 1日 5,000円
業務執行理事 1日 5,000円
上記以外の役員及び評議員 1日 2,000円

(その他)

第4条 この規定に定めるもののほか、この規定に実施に関し、必要な事項は理事会の議をへて理事長が定める。

(改 廃)

第4条 本規定は、評議委員会の議決を経て、改廃する。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 第2条及び第3条役員の報酬額の改正及びこの規定は、令和4年4月1日から施行する。

別表

役員	報酬（月額）	備考
理事長	100,000円以下	
業務執行理事	100,000円以下	
理事	無給	
監事	無給	
評議員	無給	